

表C-2-1-3 廃棄物の埋立処分計画（平成29年2月改定）  
（単位：万m<sup>3</sup>（万t））

| 年度     | 平成29年度<br>～令和3年度 | 令和4年度<br>～令和8年度 | 令和9年度<br>～令和13年度 | 合計            |
|--------|------------------|-----------------|------------------|---------------|
| 廃棄物    | 212 (297)        | 194 (269)       | 175 (235)        | 581 (801)     |
| 覆土材等   | 43 (76)          | 39 (70)         | 35 (63)          | 117 (209)     |
| しゅんせつ土 | 454 (635)        | 442 (619)       | 427 (598)        | 1,323 (1,852) |
| 建設発生土等 | 200 (360)        | 190 (342)       | 180 (324)        | 570 (1,026)   |
| 合計     | 909 (1,368)      | 865 (1,300)     | 817 (1,220)      | 2,591 (3,888) |

令和3年版事業概要より抜粋

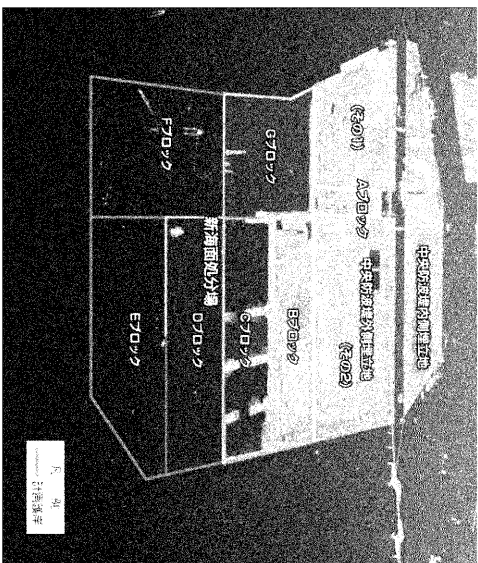
新海面処分場は、23区内から発生する一般廃棄物、産業廃棄物、上下水道スラッジ、しゅんせつ土、建設発生土等を処分するため、中央防波堤外側処分場の南側に整備されている。  
総面積は約480ha、埋立処分量は120,370,000m<sup>3</sup>、外海と接する外周護岸の延長は約6,500mあり、A～Gの7つのエリアに分け、段階的に整備を進めている。

表C-2-1-4 廃棄物処理場の計画概要

|        | 中央防波堤外側廃棄物処理場                               | 新海面処分場                              |
|--------|---------------------------------------------|-------------------------------------|
| 面積     | 3,139,000 m <sup>2</sup>                    | 4,800,000 m <sup>2</sup>            |
| 護岸延長   | 外周護岸：10,124m<br>中仕切護岸：7,382m                | 外周護岸：6,494m<br>中仕切護岸：7,382m         |
| 埋立地盤高  | その2：A.P.+6m～A.P.+30m<br>その1：A.P.+5m～A.P.+6m | 管理型：A.P.+6m～A.P.+30m<br>安定型：A.P.+6m |
| 廃棄物処理量 | 約8,400万m <sup>3</sup>                       | 約12,000万m <sup>3</sup>              |
| 埋立免許   | 取得：昭和49年7月22日<br>しゅん功期限：令和12年3月27日          | 取得：平成8年7月5日<br>しゅん功期限：令和6年8月19日     |
| 護岸建設期間 | 昭和49年度～平成6年度                                | 平成8年度～整備中                           |
| 護岸整備費  | 約1,100億円                                    | 約4,500億円                            |

令和3年版事業概要より抜粋

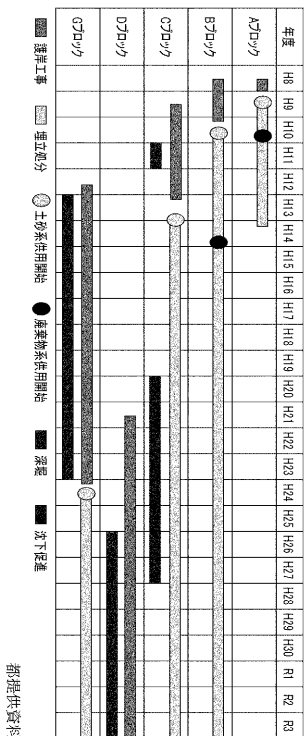
図C-2-5 新海面処分場



新海面処分場ベンチネットより転載

新海面処分場のブロックごとの整備状況は、以下のとおりである。

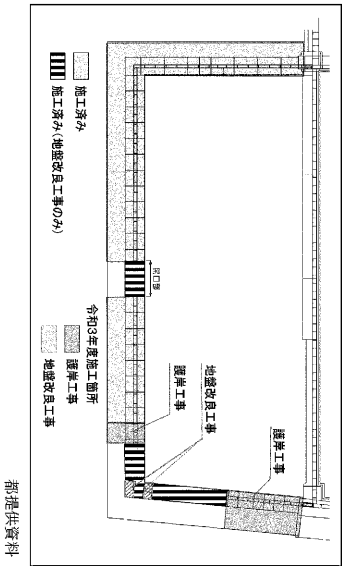
図C-2-6 新海面処分場のブロックごとの整備状況



都提供資料

令和3年度の予算額は、16,728,692千円、決算額は13,011,506千円であり、Dプロックの護岸工事、深掘が行われ、護岸工事の施工箇所は、下図のとおりであった（翌年度工事は除く。）。

図C-2-7 新海面処分場の令和3年度施工箇所



港湾局は、廃棄物処分場の管理に当たり、総括管理者として、外周護岸の維持管理、周辺水域の水質監視等の総合的な管理を行い、作業管理者として、建設発生土及びび海上から搬入されるしゅんせつ土の埋立処分を行っている。  
なお、環境局は、作業管理者として、ごみ飛散防止柵及び汚水処理施設等の施設整備と維持管理、一般廃棄物及び産業廃棄物等の埋立処分、上下水道スラッジ等の埋立処分の管理を行っている。  
中央防波堤外側廃棄物処理場及び新海面処分場の埋立処分の状況としては、以下のとおりである。

表C-2-15 埋立処分状況

| 区分                | 地区    | 埋立開始時期  | 廃棄物等の種類                 |
|-------------------|-------|---------|-------------------------|
| 中央防波堤外側<br>廃棄物処理場 | その2地区 | 昭和52年度  | 一般廃棄物、民間産業廃棄物、上下水道スラッジ  |
|                   | その1地区 | 昭和58年度  | しゅんせつ土、建設発生土            |
| 新海面処分場            | Aプロック | 平成9年9月  | しゅんせつ土、建設発生土、一般廃棄物（焼却灰） |
|                   | Bプロック | 平成10年8月 | しゅんせつ土、建設発生土、一般廃棄物      |
|                   | Cプロック | 平成14年3月 | しゅんせつ土、建設発生土            |
|                   | Gプロック | 平成22年6月 | しゅんせつ土、建設発生土            |

令和3年度事業概要より抜粋

イ 監査の結果

〔分析 意見2-9に関するもの〕 しゅんせつ土・建設発生土の埋立処分計画量・実績量について

廃棄物等の埋立処分計画については、おおむね5年ごとに見直ししていくこととされている。廃棄物等の埋立処分計画（平成29年2月）と5年後の廃棄物等の埋立処分計画（令和4年2月）においては、しゅんせつ土と建設発生土の埋立処分計画量は、以下のように計画されていた。

表C-2-16 しゅんせつ土・建設発生土の埋立処分計画量（平成29～令和3年度）

|        | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 合計    |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| しゅんせつ土 | 920    | 910    | 900   | 910   | 900   | 4,540 |
| 建設発生土  | 700    | 400    | 300   | 300   | 300   | 2,000 |

（単位：千㎡）

廃棄物等の埋立処分計画（平成29年2月）より抜粋

表C-2-17 しゅんせつ土・建設発生土の埋立処分計画量（令和4～8年度）

|        | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 合計    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| しゅんせつ土 | 890   | 890   | 890   | 890   | 890   | 4,450 |
| 建設発生土  | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   | 1,500 |

（単位：千㎡）

廃棄物等の埋立処分計画（東京都 令和4年2月）より抜粋

廃棄物等の埋立処分計画（令和4年2月）においては、前計画における計画値と過去5年間の実績との比較は記載されていないが、港湾局としては、しゅんせつ土・建設発生土の埋立処分量を把握しており、その数値は以下のとおりである。

表C-2-18 しゅんせつ土・建設発生土の埋立処分実績（平成29～令和3年度）  
（単位：千m<sup>3</sup>）

|        | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 合計    |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| しゅんせつ土 | 555    | 820    | 643   | 524   | 620   | 3,162 |
| 建設発生土  | 698    | 257    | 201   | 159   | 109   | 1,424 |

都提供資料より監査人作成

（意見2-9）計画値と実績値との比較について

前の計画値と実績値との比較は、前の計画が適切であったことの検証及び更新計画が信頼できるものであることの前提となる重要事項である。

そこで、廃棄物等の埋立処分計画の、おおむね5年ごとの見直しに際しては、更新計画の中で、若しくは別途報告書として、前の5か年における計画値と実績値との比較を記載することを検討されたい。

〔分析〕新海面処分場の延命化について

廃棄物等の埋立処分計画（平成29年2月）によれば、新海面処分場の後、東京港内に新たな埋立処分場を確保することは極めて困難であることから、現在の埋立処分場をできるだけ長期間にわたって使用することが強く求められており、都では埋立処分場の延命化を目的として、埋立廃棄物等の種類、量、期間などを定めた計画を策定してきた。平成3年7月に「廃棄物等の処理処分の長期的展望について」を策定し、さらに、平成10年5月に「廃棄物等の埋立処分計画」を策定し、以後、おおむね5年ごとに見直すこととし、平成15年1月改定、平成19年1月改定、平成24年2月改定、平成25年12月一部改定、平成29年2月改定、令和4年2月改定を経て、現在に至っている。

廃棄物等の埋立処分計画量については、平成29年度以降、5年ごとの数量について、廃棄物、覆土材等、しゅんせつ土、建設発生土等とも、減少させるものとなっている。

表C-2-19 廃棄物等の埋立処分計画量  
（単位：万m<sup>3</sup>（万t））

| 年度     | 令和4年度<br>～令和8年度 | 令和9年度<br>～令和13年度 | 令和14年度<br>～令和18年度 | 合計            |
|--------|-----------------|------------------|-------------------|---------------|
| 廃棄物    | 175 (250)       | 162 (226)        | 156 (215)         | 493 (691)     |
| 覆土材等   | 36 (66)         | 32 (58)          | 31 (56)           | 99 (180)      |
| しゅんせつ土 | 445 (623)       | 435 (609)        | 435 (609)         | 1,315 (1,841) |
| 建設発生土等 | 150 (270)       | 150 (270)        | 150 (270)         | 450 (810)     |
| 合計     | 806 (1,209)     | 779 (1,163)      | 772 (1,150)       | 2,357 (3,522) |

廃棄物等の埋立処分計画（令和4年2月）より抜粋

3 東京港の防災について

(1) 防災事業について

ア 概要

(ア) 海岸保全施設の整備・管理

地震、津波、高潮対策の一層の強化を図るため、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、①想定される最大級の地震が発生した場合においても津波による浸水を防ぐこと、②水門、排水機場の電気・機械設備の耐水対策を実施することを目標として、平成 24 年 12 月に「東京港海岸保全施設整備計画」が策定された。当該計画は、平成 24 年度を初年度とする 10 年間の整備計画であり、港湾局では、これに基づいて海岸保全施設（防潮堤、内部護岸、水門、排水機場、陸こう）の整備を進めてきた。

また、既存の海岸保全施設の老朽化・耐震対策、新たな海岸保全区域の指定と当該区域における海岸保全施設の整備、これら施設の機能確保し続けるための予防保全計画に基づいた維持管理を行っている。

現在、2 拠点の高潮対策センターにより、海岸保全施設の管理を行っている。

(イ) 港湾施設の耐震整備

平成 26 年 12 月に策定した「東京港第 8 次改訂港湾計画」に基づき、大規模な地震等が発生した場合において、緊急物資の輸送や首都圏の物流機能の確保に資する耐震強化岸壁の整備を行っている。令和 3 年度の事業として、品川エニットロードふ頭及び 10 号地その 2 フェリーふ頭の整備を進めている。

また、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震性強化、無電柱化に取り組んでいる。無電柱化は、令和 3 年 2 月に都が打ち出した「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和 3 年 6 月に「東京港無電柱化整備計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を改定し、東京港の全エリアにおいて推進していく。

(ウ) 東京港防災船着場の整備・管理

平成 28 年 3 月に策定した「東京港防災船着場整備計画」に基づき、災害時に、人や物資を運河等の水上からも輸送できるように、耐震性を考慮した防災船着場及び照明やサイン、スロープ等の付帯施設の整備、改修及び管理を行っている。また、運用マニュアルに基づく訓練の実施、課題の洗い出し、改善策の検討を行って、運用方法を確立していく。

なお、港湾施設の耐震整備に関する事業費のうち、埋立道路の橋りょうの耐震性強化と、臨海土地造成事業の整備において実施する無電柱化に係る事業費は臨海地域開発事業会計、これら以外の事業費は一般会計に計上されている。

イ 監査の結果

〔分析〕海岸保全施設の整備・管理について

(ア) 海岸保全施設の整備について

東京港海岸保全施設整備計画（平成 24 年 12 月）と当該計画の計画期間（平成 24 年度～令和 3 年度）における執行状況の比較を、表 C－3－1 に示す。

表 C－3－1 東京港海岸保全施設整備計画と執行状況の比較

| 施設        | 事業費/<br>整備箇所・整備延長 | 整備計画<br>(平成 24 年 12 月策定) | 執行状況<br>(平成 24 年度～令和 3 年度累計) |
|-----------|-------------------|--------------------------|------------------------------|
|           | 事業費 (執行率)         | 23, 050 百万円              | 17, 900 百万円 (78%)            |
| 水門        | 整備箇所 (整備率)        | 13 施設                    | 10 施設 (77%)                  |
|           | 事業費 (執行率)         | 16, 610 百万円              | 9, 720 百万円 (59%)             |
| 排水機場      | 整備箇所 (整備率)        | 3 施設                     | 2 施設 (67%)                   |
|           | 事業費 (執行率)         | 52, 560 百万円              | 35, 272 百万円 (67%)            |
| 防潮堤       | 整備延長 (整備率)        | 17. 4km                  | 14. 6km (84%)                |
|           | 事業費 (執行率)         | 45, 793 百万円              | 29, 402 百万円 (64%)            |
| 内部護岸      | 整備延長 (整備率)        | 25. 6km                  | 11. 6km (45%)                |
|           | 事業費               | 11, 987 百万円              | 14, 753 百万円                  |
| その他       | 事業費               | 150, 000 百万円             | 107, 047 百万円                 |
| 海岸保全施設建設費 | 合計                |                          |                              |

都税供資料より監査人作成

港湾局によると、整備計画と執行状況の差異の主な理由は、以下のとおりである。

a 水門

令和 3 年度末までに整備未了の 3 水門のうち、朝潮水門及び浜前水門の工事は、契約不調のため計画よりも遅くなったが、現在は契約済みである。また、新砂水門は、周辺地盤の変状が発生したため、対策工事を実施している。

b 排水機場  
令和3年度末までに整備未了の芝浦排水機場については、契約不調のため計画よりも遅くなったが、現在は契約済みである。

c 防潮堤  
令和3年度末までに整備未了の防潮堤のうち、ガスミオ運河（0.8km）及び東雲二丁目（0.7km）は、それぞれ、漁業者、水域利用者との調整に時間を要し、勝どき五丁目（0.5km）は、豊海再開発と整備時期を調整したため計画よりも遅くなったが、現在はいずれも着手済みである。また、国道367号線橋下整備等については、防潮堤と橋台を兼用工作部にする等、調整中である。

d 内部護岸  
内部護岸の整備率が他の施設と比較して低くなっているのは、護岸の前面水域を占有し、船を使って事業を営んでいる水域利用者が多く存在し、各利用者と個別に交渉を行う必要があるためである。

なお、港湾局は、令和4年度内に、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、沿岸ごとに都道府県知事が海岸の保全に関する基本的な計画を定める法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画」〔東京都区間〕の改定を予定している。これは、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更され、過去の気象や災害等のデータに加え、将来的な気候変動による影響も踏まえた対策へ転換されたことに対応するものであり、外部有識者を含む検討会を実施し、海岸保全施設の機能強化について検討を重ねてきた。意見公募（パブリック・コメント）を実施するために令和4年11月に公表された当該計画の改定案によると、①最大級の地震を対象とした海岸保全施設の耐震対策を推進するとともに、水門、排水機場の電気・機械設備が浸水しないよう、耐水対策を実施する、②将来の気温が2℃上昇すると想定し、これによる平均海面水位の上昇や台風の強大化に対応するため、防潮堤の嵩上げを実施する、③気候変動の影響により1日当たりの降雨量が1.1倍に増加することを想定し、これによる内水氾濫を防ぐため、排水機場の機能強化を図るとしている。また、海岸保全施設の整備においては、水域利用者等との調整、周辺の景観との調和、生物の生息環境の保全、憩える快適な親水空間の創造等に配慮するとしている。

上記計画を改定後、これに基づいて、海岸保全施設の具体的な整備内容（整備箇所、予算、期間等を含む。）を示した、新たな東京湾海岸保全施設整備計画を策定する予定である。

表C-3-1の「その他」には、防潮堤や内部護岸の改修、陸こう、遊歩道、高潮対策センター、防災船着場等に係る設計委託料や工事請負費、各種調査委託料等が含まれる。委託料について、令和3年度に締結した契約のうち、特に金額が大きく（50百万円以上）、かつ随意契約によるものは、表C-3-2のとおりである。

表C-3-2 令和3年度に締結した随意契約による委託（50百万円以上）

| 件名                        | 受託者                    | 契約期間                     | 契約金額（円）     |
|---------------------------|------------------------|--------------------------|-------------|
| 東京湾海岸保全施設計画<br>検討調査委託 ※1  | パシフィックコンサル<br>ルタソフ株式会社 | 令和3年7月21日～<br>令和4年3月31日  | 137,500,000 |
| 水位変動予測検討委託<br>※2          | 株式会社構造計画研<br>究所        | 令和3年7月14日～<br>令和4年3月31日  | 97,680,000  |
| 高潮防災総合情報システム<br>改修業務委託 ※3 | 株式会社エヌ・テ<br>ィ・ライ・データ   | 令和3年12月15日～<br>令和4年6月30日 | 79,200,000  |

都提供資料より監査人作成

※1 東京湾沿岸海岸保全基本計画の改定を行うための調査である。  
※2 AI技術を用いて水位変動を予測し、水門等操作者への判断支援が可能な検討するための調査であり、建設局と合同で実施した。契約金額には建設局分を含む。  
※3 令和3年7月に導入した高潮防災総合情報システムでは、東京港内の海面水位や海面の状況をリアルタイムで発信しており、その利便性や操作性を向上させるための改修である。

港湾局によると、上記3件とも、令和2年度に実施した調査・開発の追加・改修業務であり、先行業務の成果と一貫性や整合性を図る必要があるため、当初の契約の受託者を指定し、契約を締結したとのことであった。また、これらの追加調査又はシステム改修の理由・必要性とともに、成果物（調査委託については報告書、システム改修業務委託については高潮防災総合情報システムが港湾局のホームページにおいて令和4年6月にリニューアルされていること）を確認した。

（イ）海岸保全施設の管理について

令和2年度及び令和3年度の海岸保全施設管理費の内訳を、表C-3-3に示す。

表Ｃ－３－３ 海岸保全施設管理費の内訳

(単位：百万円)

| 区分           | 令和２年度 |     | 令和３年度 |     |
|--------------|-------|-----|-------|-----|
|              | 予算    | 決算  | 予算    | 決算  |
| 遠方監視制御設備     | 28    | 25  | 29    | 31  |
| 管理経費         | 23    | 25  | 23    | 16  |
| 水門           | 59    | 62  | 57    | 38  |
| 排水機場         | 69    | 76  | 96    | 78  |
| 海岸保全施設管理     |       |     |       |     |
| 防災対策経費       | 74    | 45  | 110   | 89  |
| 防潮堤・内部護岸     | 72    | 37  | 59    | 37  |
| 陸こう・逆流防止扉    | 445   | 421 | 441   | 445 |
| 建物維持管理       | 36    | 28  | 39    | 31  |
| 海岸保全施設管理費 合計 | 811   | 723 | 858   | 769 |

都提供資料より監査人作成

海岸保全施設管理費のうち、10百万円以上の増減のある管理費について、その理由を港湾局に確認したところ、以下の回答を得た。

- a 水門  
蓄電池新替工の交換対象施設の容量の違いによる。令和２年度は 22 百万円（高潮対策センター、東雲水門外 6 箇所）、令和３年度は 4 百万円（砂町排水機場）であった。また、目黒川水門の塗装面積の違いによって、令和２年度は 17 百万円（管理橋及び階段）から令和３年度は 10 百万円（階段）に減少した。
- b 防災対策経費  
令和２年度までは直営で行っていた水門点検整備業務について、今後は当該業務を行う職員が不足するため、令和３年度から一部で委託を開始し、その委託料 44 百万円が新たに発生した。
- c 陸こう・逆流防止扉  
陸こう・逆流防止扉業務委託に関する一般管理費の積算基準が変更になったこと及び設計労務単価が引き上げられたことにより、令和３年度は令和２年度よりも増加した。

また、上記 b と c の委託契約の概要をＣ－３－４に示す。

表Ｃ－３－４ 令和３年度の主な委託契約（海岸保全施設管理費）

| 件名                   | 契約方式    | 受託者        | 契約期間                           | 契約金額（円）     |
|----------------------|---------|------------|--------------------------------|-------------|
| 高浜水門外 5 箇所水門点検整備委託   | 公募型競争入札 | 水 ing 株式会社 | 令和３年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日   | 44,000,000  |
| 東京港陸こう等非常時操作及び点検整備委託 | 随意契約    | 西田鉄工株式会社   | 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 | 445,170,000 |

都提供資料より監査人作成

高浜水門外 5 箇所水門点検整備委託については、非常時に確実に水門を閉鎖できるよう、適切な点検整備を行える技術力と経験を有する者を選定する必要があるため、受託者の条件に、「過去 10 年間に、河川管理施設又は海岸保全施設における、ダム、水門、陸こう、揚水場、排水機場について、点検や整備等の業務委託を自ら受託した実績を有する者」という条件を追加している。

また、東京港陸こう等非常時操作及び点検整備委託の業務内容は、陸こう及び逆流防止扉（計 54 箇所）の非常時操作業務及び点検整備業務であり、東京湾内に津波警報が発せられた場合には、40 分以内に陸こう及び逆流防止扉の閉鎖を完了させること等が求められる。このため、受託者は、①施設の製作設置に関わりその特性を理解し当該業務に十分な実績があること、②365 日 24 時間体制で操作に熟練した職員を配備できる体制を有していること、③衛星携帯電話等災害時に有効な通信機器を有して非常時対応における確実な連絡体制を都との間に既に構築していることから、特命随意契約としている。

〔分析〕港湾施設の耐震整備について  
(ア) 橋りょうの耐震性強化について  
耐震補強が必要な橋りょうと各橋りょうの耐震補強の進捗状況を表Ｃ－３－５に示す。なお、兵庫県南部地震後の平成 8 年に設計基準（道路橋示方書）が改訂され、それ以降に設計、建設された橋りょうは、耐震性能を有しているため、耐震補強の対象外となっている。

表Ｃ－３－５ 橋りょう耐震補強の進捗状況

| 会計<br>区分     | 橋りょう名     | 建設時期    | 耐震補強事業期間          | 執行額累計<br>(事業中の場合：<br>総事業費) |  |
|--------------|-----------|---------|-------------------|----------------------------|--|
|              |           |         |                   | 事業中の場合：<br>総事業費            |  |
| 一般<br>会計     | 有明ふ頭橋 (西) | 昭和 44 年 | 平成 8 年度～平成 12 年度  | —                          |  |
|              | 有明ふ頭橋 (東) | 昭和 47 年 | 平成 24 年度～平成 27 年度 | 1,057 百万円                  |  |
|              | 城南大橋 (南)  | 昭和 46 年 | 平成 17 年度～平成 22 年度 | —                          |  |
|              | 城南大橋 (北)  | 昭和 58 年 | 平成 17 年度～平成 22 年度 | —                          |  |
|              | レインボークリッジ | 平成 4 年  | 平成 8 年度～平成 21 年度  | —                          |  |
|              | 新日の出橋     | 平成 4 年  | 平成 21 年度～平成 26 年度 | 238 百万円                    |  |
|              | あけみ橋      | 平成 4 年  | 平成 25 年度～令和 7 年度  | 2,212 百万円<br>(4,793 百万円)   |  |
|              | 南海橋       | 昭和 40 年 | 平成 25 年度～令和 5 年度  | 2,179 百万円<br>(3,545 百万円)   |  |
|              | 大井中央陸橋    | 昭和 46 年 | 平成 7 年度～令和 2 年度   | 2,289 百万円                  |  |
|              | 南千石橋      | 昭和 47 年 | 平成 30 年度～令和 8 年度  | 28 百万円<br>(1,697 百万円)      |  |
| 臨海地域開発開発事業会計 | 大井北部陸橋    | 昭和 48 年 | 平成 7 年度～平成 22 年度  | —                          |  |
|              | 新曙橋       | 昭和 50 年 | 平成 30 年度～令和 7 年度  | 51 百万円<br>(2,310 百万円)      |  |
|              | 新末広橋      | 昭和 61 年 | 令和元年度～令和 8 年度     | 30 百万円<br>(2,201 百万円)      |  |
|              | のぞみ橋      | 平成 3 年  | 平成 24 年度～令和元年度    | 2,161 百万円                  |  |

(注) 執行額累計は、平成 24 年度以降 (過去 10 年間) の累計額を記載している。  
都提供資料より監査人作成

港湾局によると、事業中の橋りょうについては、予定どおりに事業が進められているとのことである。

(イ) 無電柱化について  
令和 2 年度及び令和 3 年度の無電柱化整備に係る事業費並びに令和 2 年度末及び令和 3 年度末における整備状況を、それぞれ、表Ｃ－３－6 と表Ｃ－３－7 に示す。

表Ｃ－３－6 無電柱化整備に係る事業費

(単位：百万円)

| 会計区分       | 令和 2 年度 |     | 令和 3 年度 |     |
|------------|---------|-----|---------|-----|
|            | 予算      | 決算  | 予算      | 決算  |
| 一般会計       | 914     | 180 | 1,571   | 505 |
| 臨海地域開発事業会計 | 127     | 95  | 30      | 155 |

都提供資料より監査人作成

港湾局によると、予算と決算との差異は、主に、交通管理者、電線管理者及び埋設企業者との調整状況によって、実際の工事発注が予算策定時の想定より増減するために生じることである。

表Ｃ－３－7 無電柱化の整備対象延長と整備状況

(単位：km)

| 区分         | 整備対象延長 |       | 令和 2 年度末 |       | 令和 3 年度末 |     |
|------------|--------|-------|----------|-------|----------|-----|
|            | 全体     | 整備済   | 未整備      | 整備済   | 未整備      | 未整備 |
| 緊急輸送道路 ※ 1 | 43. 8  | 20. 6 | 23. 2    | 22. 1 | 21. 7    |     |
| その他の道路 ※ 2 | 41. 5  | 16. 7 | 24. 8    | 16. 7 | 24. 8    |     |
| ふ頭敷地等 ※ 3  | —      | —     | —        | —     | —        |     |

都提供資料より監査人作成

※ 1 令和 7 年度までに、全路線において電線共同溝本体工事に着手する。  
※ 2 令和 8 年度以降の電線共同溝本体工事に着手に向け、事業化を検討する。なお、整備済の 16.7km は、臨海副都心地区及び東京 2020 大会会場周辺であり、未整備の 24.8km は、区移管協議対象路線 (約 11km) を含み、移管協議の状況により、延長が変更となる場合がある。  
※ 3 ふ頭事業者等との調整が整った箇所から、順次事業着手する。

上記の 2 つの表が示すように、無電柱化には多くの関係者との調整が必要になることに加え、工事の困難さや複雑さのために、多大な労力、コスト及び時間を要する。都では、新技術の導入による工期短縮やコスト削減を図る手法の検討・開発を行ってきた。この点に関し、港湾局における取組の一例として、現在工事中の令和 3 年度大井 2 号線外無電柱化整備工事において、埋設深さの浅層化による掘削・埋戻し量の減により、起工ペースで約 5 日/km が短縮され、加えて、コストについては、新たな管路材料の採用、特殊部のコンパクト化、埋設深さの浅層化により、起工ペースで約 9.7 百万円/km (直接工事費) が削減されているとのことである。

〔分析〕東京港防災船着場の整備・管理状況について

平成 28 年 3 月に策定された東京港防災船着場整備計画では、東京港防災船着場が災害時に確実に機能するよう、各主体の主な役割を定めている。このうち、港務局の発災前の主な役割は、①災害拠点病院や備蓄倉庫等に近接する東京港防災船着場の整備及び管理、②各区や協定締結団体との調整、東京港防災船着場を活用した防災訓練の計画・実施、の 2 点である。

まず、①に関して、上記整備計画策定時に東京都防災計画（平成 26 年修正）において指定されている東京港防災船着場は 13 箇所であり、整備目標とする 38 箇所（新規整備 7 箇所を含む。）のうち、令和 3 年度末では 32 箇所（新規整備 1 箇所を含む。）の整備が完了している。平成 28 年度以降の事業費（決算）の推移と整備未了の 6 箇所の状況を、それぞれ、表 C-3-8 と表 C-3-9 に示す。

表 C-3-8 東京港防災船着場に係る事業費（決算）の推移  
（単位：百万円）

| 区分    | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 合計  |
|-------|----------|----------|----------|-------|---------|---------|-----|
| 委託料 ※ | 13       | -        | 2        | 6     | -       | 6       | 28  |
| 工事請負費 | -        | -        | -        | -     | 63      | 98      | 162 |

都提供資料より監査人作成

※ 平成 28 年度は防災船着場整備運用検討調査委託料であり、平成 30 年度以降は設計委託料である。

表 C-3-9 整備未了の東京港防災船着場の状況

| 施設名         | 整備主体 | 管理主体 | 状況  |
|-------------|------|------|-----|
| 晴海五丁目（仮称）   | 都    | 都    | 整備中 |
| 有明一丁目（仮称）   | 民間   | 民間   | 整備中 |
| 大森南四丁目（仮称）  | 都    | 都    | 整備中 |
| 羽田空港一丁目（仮称） | 都    | 都    | 設計中 |
| 平和島六丁目（仮称）  | 民間   | 大田区  | 設計中 |
| 昭和島二丁目（仮称）  | 調整中  | 調整中  | 調整中 |

都提供資料より監査人作成

港務局によると、調整中となっている昭和島二丁目については、大田区の計画に基づいて検討されているとことである。

次に、港務局の発災前の主な役割の②に関して、平成 30 年度から毎年、防災訓練を実施しており、令和 4 年 3 月 15 日に実施した訓練では、地元区や舟運事業者等と連携し、3 つの水陸輸送のルートで人や物資の輸送を行い、現地での情報伝達や具体的な役割、手順の確認を行った。訓練終了後には、参加者へのアンケートを実施し、船に物資をどれだけ積載できるのかの検証や、帰宅困難者の乗船までの誘導についても検討が必要である等の課題が挙げられたため、改善策を検討中であり、今後の訓練に反映していくとことである。

III 臨海地域開発と海上公園の整備運営について

1 臨海地域開発の推進について

東京港においては、昭和 36 年以來、港湾計画に基づき、港湾の整備と一体の事業として大規模な埋立てを実施してきた。

東京港の埋立計画は、港湾施設用地の造成のほか、都の人口、産業等の集中化に伴う、住宅、環境、廃棄物の処理など、種々の都市問題に対応するための用地等として活用していくことを基本方針としており、これまでに、清掃工場、住宅団地、新幹線用地等の受入実績を上げている。

さらに、海の自然環境の回復と保全を図り、水と緑に親しむ海上公園の整備やスパーツ・レクリエーション施設の整備を進めている。

平成元年からは、東京の臨海部において、多心型都市構造への転換を推進し、国際化・情報化の進展に対応した、多様な機能を備えた 7 番目の副都心を建設する「臨海副都心開発」を始動させ、取り巻く社会情勢・経済状況の変化に対応しながら、着実に開発を推進してきた。

東京の経済成長に伴い、臨海地域への都市化の拡張が進み、現在では臨海副都心は概成している。

2 埋立地の造成と整備について

東京港の埋立ては、古くは江戸時代から実施されていたが、現在のように計画的に造成を始めたのは明治 30 年代である。明治 39 年から第 1 期隅田川口改良工事を皮切りに、第 2 期、第 3 期、さらには河川改修事業などにより、港区芝浦、江東区東雲、品川区東品川など、約 640ha の埋立地が造成された。

その後、東京港修築事業、京浜運河開さく事業などにより、埋立造成が続いた。しかし、これらの事業は、戦争の影響を受け工事半ばにして中止された。

戦後、東京港は貿易港としての施設の充実を図るため、東京港第 1 次、第 2 次修築 5 年計画を経て、「東京港港湾計画」（昭和 31 年）を策定した。この計画では、港湾施設用地の造成のほか、都の人口、産業等の集中化に伴う、住宅、環境、廃棄物の処理など、種々の都市問題に対処するための公共施設用地、都市再開発用地等として埋立地の造成が計画された。

当初は、財政事情や漁業補償問題等で事業は円滑には進まなかったが、昭和 38 年頃から急ピッチで進められ、昭和 47 年頃までに埋立造成はほぼ完了している。この間、昭和 41 年には、「東京港第 2 次改訂港湾計画」を策定したが、埋立地造成には大きな変更はなく、埋立地造成が進められた。

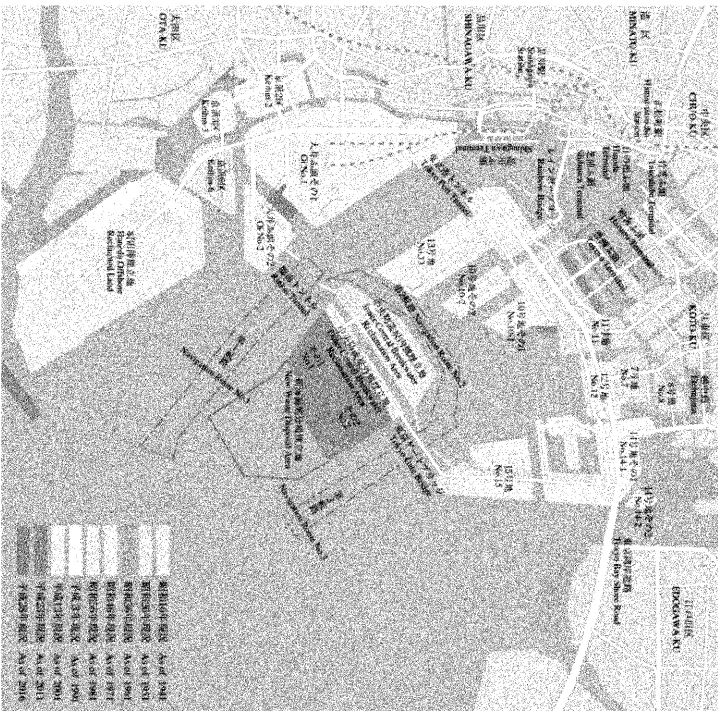
一方では、都市問題である廃棄物の処理は深刻化していた。これを解決するため、東京港に処分地として埋立造成することになり、同計画を一部変更し、中央防波堤内側に約 188ha の埋立てを行うこととした。また、昭和 49 年 1 月には、中央防波堤外側（約 314ha）及び羽田沖に廃棄物処理場（約 470ha）を建設することが決定された。

また、東京港を取り巻く経済的社会的情勢の変化に対応すべく、埋立地の開発及び埋立事業経営についていかにあるべきかを、東京都港湾審議会に諮問し、昭和 49 年 2 月に、これについて答申された。この答申を受けて、昭和 51 年 3 月、「東京港第 3 次改訂港湾計画」を策定し、昭和 52 年 3 月には、「東京港における埋立地の開発に関する要綱」を制定した。

その後、これまでの間に、昭和 56 年 10 月、「東京港第 4 次改訂港湾計画」を経て、昭和 63 年 5 月、「東京港第 5 次改訂港湾計画」が策定され、臨海副都心の開発など、東京の都市構造の一点集中型から多心型への転換を図ることとしている。また、平成 4 年 5 月、中央防波堤外側地区に、廃棄物を埋立処理する新海面処分場（480ha）を建設することが決定された。

「東京港第 8 次改訂港湾計画」の策定に基づき、平成 26 年 12 月、適用地域 2,766ha、開発面積 271ha の新要綱を策定した。また、同計画の軽易な変更に合わせて、平成 28 年 1 月と令和 2 年 5 月に、土地利用計画を一部変更した。

図D-2-1 東京港の埋立ての変遷



PORT OF TOKYO 2022 より引用

### 3 埋立地の開発と処分

#### (1) 埋立地の開発について

##### ア 事業の概要

##### (ア) 適用地域と開発期間について

埋立地の開発は、「東京港における埋立地の開発に関する要綱」（令和2年5月変更）に基づき行っている。本要綱の適用地域は、既定計画に定める2,766haの地域である。このうち、既処分地2,495haを除いた271haの開発期間は、平成27年度から令和6年度までの10か年である。なお、令和4年3月末時点の既処分地は2,578haである。

##### (イ) 土地利用計画について

埋立地全体計画面積2,766haについては、下記の分類及び実施方針により土地利用が計画されている。

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 大分類 | 都市の物流サービスのための用地                |
| 中分類 | ふ頭施設用地<br>港湾関連施設用地<br>流通業務施設用地 |
| 大分類 | 都市交通体系改善のための用地                 |
| 中分類 | 交通施設用地                         |
| 大分類 | 都市再開発・都市施設のための用地               |
| 中分類 | 供給・処理施設等用地<br>再開発移転等用地         |
| 大分類 | 自然の開発・新しい街づくりのための用地            |
| 中分類 | 住宅施設用地<br>商業・業務施設等用地<br>公共空地用地 |

イ 監査の結果

〔分析〕 令和3年度の開発と今後の開発状況について

開発計画全体の面積、令和3年度の開発面積、令和4年度以降の開発面積は、表D－3－1のとおりである。

表D－3－1 令和3年度の開発と今後の開発の状況

| 開発計画  | 既開発  | 未開発   | R3開発 | 未開発   | R4開発 | R5開発 | R6以降開発 |
|-------|------|-------|------|-------|------|------|--------|
|       |      | (R2未) |      | (R2未) |      |      |        |
| 271.1 | 80.9 | 190.2 | 7.3  | 182.9 | 15.8 | 70.1 | 97.0   |

令和3～5年度理立地開発事業実施計画 一部変更（令和4年1月）より引用

開発計画の内訳は以下のとおりである。

表D－3－2 開発計画の内訳

大分類：都市の物流サービスのための用地

中分類：ふ頭施設用地の開発計画の内訳

| 用途                | 地区名            | 小分類         | 開発計画 | 既開発 | 未開発<br>(R2未) | R3開発 | 未開発<br>(R3未) | R4開発 | R5開発 | R6以降<br>開発 |
|-------------------|----------------|-------------|------|-----|--------------|------|--------------|------|------|------------|
| 外貿コナテ<br>ふ頭用地     | 品川区人鶴二<br>丁目   | 大井ふ頭<br>その1 | 5.9  | 0   | 5.9          | 5.9  | 0            | 0    | 0    | 0          |
| 外貿コナテ<br>ふ頭用地     | 江東区青海三<br>丁目   | 13号地        | 0.3  | 0   | 0.3          | 0.3  | 0            | 0    | 0    | 0          |
| 建設養生<br>土ふ頭用<br>地 | 大田区城南一・<br>三丁目 | 大井ふ頭<br>その2 | 2.7  | 0   | 2.7          | 0    | 2.7          | 0    | 0    | 2.7        |
| 建材ふ頭<br>用地        | 大田区城南一<br>丁目   | 大井ふ頭<br>その2 | 1.3  | 0   | 1.3          | 0    | 1.3          | 0    | 0    | 1.3        |
| 多目的ふ<br>頭用地       | 江東区有明三<br>丁目の1 | 10号地そ<br>の1 | 0.6  | 0   | 0.6          | 0    | 0.6          | 0    | 0    | 0.6        |
| 7.3ふ頭<br>用地       | 江東区有明四<br>丁目の2 | 10号地そ<br>の2 | 0.5  | 0   | 0.5          | 0    | 0.5          | 0    | 0    | 0.5        |
| 内貨建材<br>ふ頭用地      | 江東区若洲一<br>丁目   | 15号地        | 0.4  | 0   | 0.4          | 0    | 0.4          | 0    | 0.4  | 0          |
| 公共ふ頭<br>用地        | 江東区海の森<br>一丁目  | 中央防波<br>堤内側 | 1.4  | 0   | 1.4          | 0    | 1.4          | 0    | 0    | 1.4        |
| 内貿蒲袋<br>ふ頭用地      | 江東区海の森<br>三丁目  | 中央防波<br>堤内側 | 8.6  | 0   | 8.6          | 0    | 8.6          | 0    | 0    | 8.6        |
| 大型建材<br>ふ頭用地      | 江東区海の森<br>三丁目  | 中央防波<br>堤内側 | 4.7  | 0   | 4.7          | 0    | 4.7          | 0    | 0    | 4.7        |
| 小計                |                |             | 26.4 | 0   | 26.4         | 0    | 26.4         | 6.2  | 20.2 | 0          |

（注）中央防波堤内側の「江東区海の森一丁目」と「江東区海の森三丁目」は、用途はふ頭用地である。開発計画面積は合計で14.7haであるが、今後のふ頭の整備の状況によるので、令和6年度以降の開発になる。

大分類：都市の物流サービスのための用地

中分類：港湾関連施設用地の開発計画の内訳

| 用途             | 地区名            | 小分類         | 開発計画 | 既開発  | 未開発<br>(R2未) | R3開発 | 未開発<br>(R3未) | R4開発 | R5開発 | R6以降<br>開発 |
|----------------|----------------|-------------|------|------|--------------|------|--------------|------|------|------------|
| 外貿コナテ<br>ふ頭用地  | 大田区東海六<br>丁目   | 大井ふ頭<br>その1 | 24.1 | 22.7 | 1.4          | 0    | 1.4          | 0    | 1.4  | 0          |
| 小型船だまり<br>ふ頭用地 | 江東区辰巳<br>一・二丁目 | 7号地         | 0.7  | 0    | 0.7          | 0    | 0.7          | 0    | 0.3  | 0.4        |
| 公共ふ頭関連<br>用地   | 江東区海の森<br>二丁目  | 中央防波<br>堤内側 | 2.5  | 0    | 2.5          | 0    | 2.5          | 0    | 2.5  | 0          |
| 内貿セリふ頭<br>用地   | 江東区海の森<br>三丁目  | 中央防波<br>堤内側 | 3.5  | 0    | 3.5          | 0    | 3.5          | 0    | 0    | 3.5        |
| ケーソンヤード<br>用地  | 江東区海の森<br>三丁目  | 中央防波<br>堤内側 | 2.4  | 0    | 2.4          | 0    | 2.4          | 0    | 0    | 2.4        |
| 小計             |                |             | 33.2 | 22.7 | 33.2         | 22.7 | 10.5         | 0    | 10.5 | 0          |

大分類：都市交通体系改善のための用地

中分類：交通施設用地の開発計画の内訳

| 用途             | 地区名            | 小分類         | 開発計画 | 既開発 | 未開発<br>(R2未) | R3開発 | 未開発<br>(R3未) | R4開発 | R5開発 | R6以降<br>開発 |
|----------------|----------------|-------------|------|-----|--------------|------|--------------|------|------|------------|
| 道路用地           | -              | 大井ふ頭<br>その1 | 0.7  | 0.7 | 0            | 0    | 0            | 0    | 0    | 0          |
| 道路用地           | -              | 10号地そ<br>の1 | 1.9  | 0   | 1.9          | 0    | 1.9          | 0    | 0    | 1.9        |
| 道路用地           | -              | 14号地そ<br>の1 | 0.7  | 0   | 0.7          | 0    | 0.7          | 0    | 0.2  | 0          |
| 道路用地           | -              | 14号地そ<br>の2 | 1.8  | 0   | 1.8          | 0    | 1.8          | 0    | 1.8  | 0          |
| 道路用地           | -              | 中央防波<br>堤内側 | 8.0  | 4.0 | 4.0          | 0    | 4.0          | 0    | 0    | 4.0        |
| 小計             |                |             | 13.1 | 4.7 | 13.1         | 4.7  | 8.4          | 0    | 8.4  | 0          |
| 東京臨海高速鉄道<br>用地 | 江東区東<br>雲二丁目   | 11号地        | 0.3  | 0   | 0.3          | 0    | 0.3          | 0    | 0    | 0.3        |
| 東京臨海高速鉄道<br>用地 | 江東区辰<br>巳三丁目   | 12号地        | 0.8  | 0   | 0.8          | 0    | 0.8          | 0    | 0    | 0.8        |
| 車両基地用地         | 江東区有<br>明三丁目の1 | 10号地そ<br>の1 | 1.5  | 1.5 | 0            | 0    | 0            | 0    | 0    | 0          |
| 小計             |                |             | 2.6  | 1.5 | 2.6          | 1.5  | 1.1          | 0    | 1.1  | 0          |